

令和7年度 市民後見フォローアップ研修 開催要項

- 1 開催日時 : 令和7年9月6日(土) 10:15~17:00
- 2 開催方法 : ① 対面: 東京大学薬学系総合研究棟 講堂 / ② オンライン: ZOOM 配信
(①と②の受講者どちらも、研修終了後、講義録画を視聴可能)
- 3 対象者 : 市民後見人養成講座修了者および修了者から推薦を受けた一般の方
- 4 参加定員 : ① 対面100人 / ② オンライン150人 (いずれも入金先着順)
- 5 受講料 : 7,700円(内消費税700円) ※ 資料代含む
- 6 主催 : 一般社団法人 地域後見推進センター (地域後見推進プロジェクト)
- 7 プログラム編成: 東京大学大学院教育学研究科生涯学習基盤経営コース (李研究室)
- 8 研修プログラム

時間	内容
10:15 ~ 10:30	開会 オリエンテーション 地域後見推進センター理事長 遠藤 英嗣 (弁護士)
1 10:30 ~ 12:00 (90分)	講義1:『成年後見制度改革の中間試案を読む』 -成年後見制度改革に向けての最新動向について- 講師:早稲田大学大学院法務研究科 教授 山野目 章夫 氏
2 13:00 ~ 13:50 (50分)	事例紹介:『本人に寄り添う市民後見活動』 -地域の最前線で多様な生活課題に向き合う市民後見人。本人に寄り添い、 悩み、ともに人生を歩む活動を展開- 発表者:特定非営利活動法人 千葉県市民後見人支援センター 理事長 江島 紀浩 氏(第12期修了生)
3 14:00 ~ 15:00 (60分)	実践紹介:『実践から見えてきた中核機関の果たすべき役割』 -津市は親族後見の受任率が43%と全国実績の17%を大きく上回っている。 津市成年後見サポートセンター(中核機関)の活動から顕在化してきた 必要な支援とは- 発表者:社会福祉法人 津市社会福祉協議会 地域福祉課 地域づくり担当総括主査 小川 志朗 氏(第9期修了生)
4 15:10 ~ 16:00 (50分)	講義2:『医療に係る意思決定が困難な人への支援・取組について』 -判断能力が不十分な人が、手術・治療等が必要とされる中においても、その 意思が尊重され、安心して医療を受けられるようにするための取組や成年 後見人等の役割を知り、そして考える- 講師:厚生労働省 総合政策統括参事官(前医政局総務課長) 梶野 友樹 氏
5 16:10 ~ 17:00 (50分)	講義3:『これからの地域後見活動について』 -本人の生活を守り、彩り豊かな人生を実現するために必要な地域後見活動 について- 講師:地域後見推進センター理事長 遠藤 英嗣 (弁護士)
17:00	閉会 地域後見推進センター業務執行理事 片岡 武 (弁護士)

9 申込方法

① 当プロジェクトのホームページの受講申込フォームからお申し込みください。

▪ URL : <https://kouken-pj.org/course/follow/>

② 申し込みの締切日 令和7年8月29日(金)

※定員に達し次第、締切りとさせていただきます。(先着順)

③ 受講料のお支払方法等については、メールにてお知らせいたします。なお、お申し込み後、案内メールが届かない場合は、事務局までメール (project@kouken-pj.org) にて、ご連絡ください。

研修会場へのアクセス方法

● 薬学系総合研究棟

薬学系総合研究棟は東京大学の本郷キャンパス内にあります。薬学系総合研究棟に入って左手の階段を上って2階が講堂です。

東京大学本郷キャンパス



キャンパス周辺図



講師紹介（プロフィール）

<開会・講義3>

■ 遠藤 英嗣（えんどう えいし）氏（一般社団法人 地域後見推進センター代表理事）

弁護士。元東京法務局所属公証人（蒲田公証役場）。株式会社野村資産承継研究所研究理事。日本成年後見法学会常務理事。公証人退官を機に、遠藤家族信託法律事務所を開設。

民事信託のパイオニアとして、信託スキームの組成に多数携わり、円滑な相続・事業承継の実現に資する正しい民事信託の普及に尽力。

<講義1>

■ 山野目 章夫（やまのめ あきお）氏

早稲田大学大学院法務研究科教授。法学者（専門は民法）。国土審議会委員、成年後見制度利用促進専門家会議委員、成年後見制度のあり方に関する研究会委員、NHK 受信料制度等検討委員会委員、日弁連法務研究財団理事、民事法務協会理事。法制審議会民法（成年後見等関係）部会長。著書多数。

<事例紹介>

■ 特定非営利活動法人 千葉県市民後見人支援センター

市民後見人養成講座修了生メンバーが平成23年に法人設立。本人中心・身上保護重視、地域に根差した市民後見活動を実践し、多方面より信頼を得ている。特に近年は、地域包括支援センター等からの相談も多く、受任件数が伸びている。

<実践紹介>

■ 津市成年後見サポートセンター（社会福祉法人津市社会福祉協議会）

平成28年に津市成年後見サポートセンターを設置。令和4年から地域連携ネットワーク機能を有する中核機関として体制強化。市民が足を運びやすい環境整備、研修の場づくり、申し立て支援、ネットワーク会議等、積極的に顔の見える関係を構築している。令和6年には、事業内容を追加し、権利擁護支援の拠点として更なる充実を目指している。

<講義2>

■ 梶野 友樹（かじの ともき）氏

平成8年東京大学経済学部卒業後、厚生省（現厚労省）に入省。総合政策統括参事官（前医政局総務課長）。平成30年には、成年後見制度利用促進室長に就任。国の取り組み方針を決める「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定された重要な時期に、全国どこに住んでも権利擁護支援が届く体制を構築するため尽力された。

<閉会>

■ 片岡 武（かたおか たけし）氏（一般社団法人 地域後見推進センター業務執行理事）

弁護士。元裁判官。約26年間紛争解決に携わり、東京家庭裁判所判事部総括（遺産分割専門部）を最後に退官。現在、千葉法律事務所に所属し、裁判官時代に培った高度な専門的知識で活躍中。相続法改正を踏まえた遺産分割事件の運用に関する論文、遺産分割の実務書のほか、著書「第2版家庭裁判所における成年後見・財産管理」は、全国の家庭裁判所で必読書とされている。